

訪 問 入 浴 介 護

# 重要事項説明書

株式会社クローバー



# 訪問入浴介護重要事項説明書

## 1. 訪問入浴介護サービスの目的

訪問入浴介護サービスは、要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める訪問入浴介護サービスを提供し、お客様の身体の清潔を保持すると共にお客様の有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

## 2. 会社概要

- 法人名称 : 株式会社 クローバー
- 法人所在地 : 東京都渋谷区恵比寿南 2-23-7 エビスパークヒルズ 303
- 代表番号 : 03-6452-4162
- 設立 : 平成 22 年 2 月
- 実施サービス : 居宅介護サービス事業

### (1) 訪問入浴介護サービスを提供するサービス事業所

事業者名	株式会社 クローバー
事業所名	クローバーケアセンター
所在地	東京都渋谷区恵比寿南 2-23-7 エビスパークヒルズ 303
介護保険指定番号	訪問入浴 (東京都 1371302314)
他、介護サービス	介護予防訪問入浴
サービス提供地域	渋谷区 世田谷区 目黒区 品川区 港区 新宿区 中野区

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	名	管理業務	1名
サービス提供責任者		名	名	介護業務	名
事務職員		1名	名	事務業務	1名
従事者	介護福祉士	2名	名	介護業務	2名
	その他	2名	名	介護業務	2名
	正・准看護師	2名	3名	介護業務	5名

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休業日	土曜日・日曜日・年末年始および事業者の指定する休業日

※年末年始およびその他の休業日に関しましては、サービス提供事業所により、事前に、ご案内いたします。

### 3. サービス内容

特殊浴槽および給湯設備を有する訪問入浴車両でお客様の居宅を訪問し、その特殊浴槽を使用して訪問入浴介護サービスを行います。

- (1) 看護職員がお客様の居宅に訪問し、お客様の心身・生活の状況を調査します。その上で、お客様及びそのご家族等と協議して訪問入浴介護サービスの内容を決定します。医師又は居宅介護支援事業者の助言・指導により、訪問入浴介護サービスの内容を変更又は中止するものとします。
- (2) 原則として看護職員 1 名及び介護職員 2 名がお客様の居宅を訪問し、特殊浴槽を居室に運び、訪問入浴介護サービスを提供します。
- (3) 入浴の前後には、看護職員による健康チェック(血圧・体温・脈拍・呼吸数等)を行います。
- (4) 入浴前後の健康チェックにより、入浴の中止又は部分浴・清拭へのサービス変更を行う場合には、お客様及びそのご家族等の同意を得るものとします。サービス内容が変更になった場合は、変更されたサービス内容に応じた料金をお支払いただきます。

### 4. サービスの実施に関する留意事項

- (1) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道・ガス・電気代の費用は、お客様の負担となります。
- (2) サービス提供の際には、お客様の健康状態及び異常を判断できる、お客様のご家族等の立会いをお願いする場合があります。
- (3) 満腹時及び空腹時の入浴は不適當であるため、訪問予定時刻の 1 時間前には食事を済ませておいて下さい。

- (4) 冬季及び寒冷時は、事前に入浴する居室を暖めておいて下さい。
- (5) サービス提供の際に給湯設備を有する訪問入浴車輛の駐車場の確保にご協力ください。
- (6) 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。
- (7) 訪問入浴介護サービスを提供するにあたっては、事前に医師の作成した「意見書」又は、「入浴可否診断書」の提出を、必要に応じて求める場合があります。

## 5. サービス従事者

- (1) サービス従事者とは、所定の研修を受けた上で訪問入浴介護サービスに従事する事業者の職員を指します。
- (2) 原則として訪問 1 回につき看護職員 1 名を含む 3 名以上のサービス従事者が訪問入浴介護サービスの提供にあたるものとします。

## 6. 料 金

### (1) 基本料金

下表の金額は、介護保険法で定める訪問入浴介護サービスの基本となる報酬単価であり、地域により異なります。基本料金の他各種の加算額を含む金額は、後述の「訪問入浴サービス利用確認書」で確認して下さい。

サービス種類	基本料金	利用者負担金
訪問入浴介護の実施	14432 円	1444 円
部分浴・清拭その他のサービス	12984 円	1299 円

### (2) 利用者負担金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の 1 割(非課税)をお支払いいただきます(前項(1)基本料金表を参照)。但し、介護保険による給付限度額の範囲を超えた分に関しては、全額自己負担となります。

### (3) 交通費

前記の 2 の(1)の表に該当するサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

#### (4) 訪問入浴介護サービス計画及び利用料金の見積もり

事業者は、居宅サービス計画に基づいて、提供する訪問入浴介護サービス計画及びその利用料金の見積もりが記載された別紙「訪問入浴介護サービス利用確認書」をお客様又はそのご家族等に交付することにより、その内容について、お客様又はそのご家族等が確認できるようにするものとします。

### 7. キャンセル料

お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をお支払いいただきます。

(1) サービス利用日の前営業日の営業時間までにご連絡をいただいた場合	無 料
(2) サービス利用日の前営業日の営業時間までにご連絡がなかった場合	基本料金の 1 割

※ お客様の病状の急変など、緊急かつやむ得ない場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセル連絡先電話番号	0120-026-968
--------------	--------------

※ キャンセル連絡先は、サービスを提供する事業所となります。

### 8. 料金のお支払い方法

事業者は、当月の利用料金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までにお客様に送付し、お客様は請求月の 20 日までにお支払いいただきます。お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。口座引き落とし以外のお支払いについては、サービス事業所又は、訪問いたしましたサービス従事者までにご相談ください。

※ 口座引き落としの手続きとして、別紙の集金代行依頼書にお客様又はそのご家族等の銀行、信用金庫、郵便局等の指定口座の記入及び銀行届出の捺印が必要となります。

※ 指定口座の残高が不足の場合は、翌月に再度引き落とされますが、その際に手数料が加算される場合があります。

※ 居宅サービス計画を作成されていない場合など、「償還払い」の取り扱いにおいては、一旦、お客様に基本料金をお支払いいただき、その後、市区町村に対して保険給付分（基本料金の 9 割）を請求していただくこととなります。

## 9.虐待の防止

- (1)虐待発生防止に努める観点から、虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3)事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4)上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、虐待の発生又はその再発を防止します。虐待防止に関する担当者:金子 誠二
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10.緊急時の対応方法

ご家族等、主治医の緊急時の連絡先は、予め担当のサービス従事者により確認させていただきます。サービスの提供中にお客様に病状の急変があった場合は、必要に応じ、ご家族・主治医・居宅介護支援事業者などに連絡を行います。

### ◎ご家族

氏 名	
電 話 番 号	
備 考	

### ◎主治医

医 療 機 関 名	
主 治 医 名	
電 話 番 号	

## 11.事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	対人、対物事故、管理下財物事故、経済的事故 など

## 12.賠償責任

- (1)事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、お客様又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉等に損害を及ぼした場合には、不可抗力を除き、その損害の相当範囲を賠償いたします。但し、お客様又はそのご家族等に過失がある場合は、損害賠償を減することができます。
- (2)お客様又はそのご家族等は、サービスの提供に伴って、お客様又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、事業者サービス従事者の生命、身体、財産及び名誉等に損害を及ぼした場合には、不可抗力を除き、その損害の相当範囲の賠償を請求される場合があります。但し、事業者のサービス従事者に過失がある場合は、損害賠償を減することができます。

## 13.衛生管理等

- (1)訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問入浴介護の用に供する浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 14.感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染症対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施し、その内容を記録します。
- (4)上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。感染対策担当者:村田豊之

## 15.第三者による評価の実施、利用者アンケート

事業者は評価機関による第三者評価は実施しておりませんが、年1回、利用者アンケート調査を実施しております。  
結果、ご意見はHPへの掲載、利用者への配布を行っております。

## 16.介護保険法の改定

国が定める介護給付費(介護報酬)の改訂があった場合、事業者の料金体系は、国が定める介護給付費に準拠するものとします。

## 17.サービス相談窓口及び苦情受付窓口

サービスの利用に関わる相談、苦情、要望の受付窓口は、以下の通りです。

### ◎サービス事業者

事業所名	クローバーケアセンター
管理責任者	むらた とよゆき 村田 豊之
電話番号	03-6452-4162
フリーダイヤル	0120-026-968
受付時間	営業日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

### ◎その他の相談・苦情窓口

その他、以下の市区町村や国民健康保険連合会の苦情相談窓口にご相談することもできます。

#### ●自治体 担当窓口

各自治体ごとの担当窓口・連絡先は、最終ページを参照ください。

#### ●国民健康保険団体連合会 担当窓口

都道府県	連絡先	担当部署
東京都	03-6238-0177	東京都国民健康保険団体連合会

※ 受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝日を除く)



◎各自治体のサービス相談窓口及び苦情受付窓口

自治体	担当部署（※管轄する住所地）	電話番号
渋谷区	介護保険課介護相談係	03-3463-3304
港区	介護保険課介護事業者支援係	03-3578-2821
世田谷区	世田谷総合支所保健福祉課 （※池尻 1～3 丁目、池尻 4 丁目（1～32 番）、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢 1～2 丁目）	03-5432-2850
世田谷区	北沢総合支所保健福祉課 （※池尻 4 丁目（33～39 番）、北沢、大原、代沢、羽根木、代田、松原、梅丘、豪徳寺、赤堤、桜上水）	03-6804-8701
世田谷区	玉川総合支所保健福祉課 （※上用賀、用賀、桜新町、玉川台、瀬田、玉川、新町、駒沢 3～5 丁目、駒沢公園、深沢、中町、上野毛、野毛、等々力、尾山台、玉堤、奥沢、玉川田園調布、東玉川）	03-3702-1894
世田谷区	砧総合支所保健福祉課 （※船橋、千歳台、祖師谷、成城、砧、喜多見、大蔵、砧公園、岡本、宇奈根、鎌田）	03-3482-8193
世田谷区	烏山総合支所保健福祉課 （※北烏山、南烏山、上北沢、八幡山、粕谷、給田、上祖師谷）	03-3326-6136
目黒区	介護保険課介護保険管理係	03-5722-9574